

人権教育啓発ビデオの相互利用システムについて

入間地区人権教育推進協議会

1. 趣旨

入間地区管内の13市町が、購入した人権教育啓発ビデオを相互に利用(借用)できるシステム(制度)を設立し、市町の財政負担の軽減と啓発ビデオの有効活用を図る。

2. 対象ビデオ(DVDを含む)

各市町社会教育関係担当課管理の人権教育啓発ビデオ・DVDのみを対象とする。対象ビデオに関しては、各市町からのリストによる。

3. 借用の方法

暫定的に、以下のような手続きとする。

1 各市町から出された人権教育啓発ビデオリストから借りたいビデオを選ぶ。

2 ビデオを所有している市町の管理担当者に借用希望を連絡し予約する。

(ただし、市内の団体を優先するため予約は1ヶ月前からとする。)

3 借用依頼の文書<様式1>を送付する。(メール、FAX可)

4 直接、管理している場所へ借りに行く。

5 借用期間内に直接返却する。

4. 貸出対象者

入間13市町の教育委員会及び関係機関(学校、PTA、子ども会等)とする。個人対象の貸出はしない。

5. その他

川越市においては、人権教育啓発ビデオを中央図書館視聴覚ライブラリーが管理しているので、直接視聴覚ライブラリーと手続きを取る。(手続き内容は同じ)ビデオ・DVDの破損等については、十分に気をつけて取り扱う。破損、紛失については、弁償とする。